

議第 4 1 号

呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の制定について

呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例

呉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年呉市条例第 32 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 34 条第 2 項及び第 46 条第 2 項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準）

第 2 条 法第 34 条第 2 項に規定する条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準及び法第 46 条第 2 項に規定する条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号。同令の改正の際の経過措置を含む。）に定める基準（同令第 42 条第 2 項から第 7 項まで及び第 10 項並びに附則第 5 条に定める基準を除く。）のとおりとする。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。